# 治 山 工 事 特 記 仕 様 書 【共通】

（平成16年6月9日付　事務連絡　制定）
最終改正（令和8年10月9日付　農林水第31-300号　一部改正）

この特記仕様書は、三重県が発注する治山工事の施工について、設計図書および三重県公共工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）に明記してあるもののほか、すべてこの仕様書により施工しなければならない。

## 第1　土地の形質等の変更行為

治山工事にかかる受注者任意の土地の形質等の変更行為については、次の各号を遵守しなければならない。

1　受注者が任意に仮設道路･資材置場･重機搬入路等（以下「任意工事用道路等」という。）を施工する場合は、渓流および森林の荒廃につながるような施工を行わないこととし、必要最小限の面積とすること。

2　任意工事用道路等とは、設計図書において施工位置、規模、規格･構造が指定されていないものをいう。

3　任意工事用道路等を施工する場合は、事前に当該行為および原形復旧内容について土地所有権者の承諾を得るとともに、受注者の責任において原形復旧をしなければならない。この場合、原形復旧とは、土砂の流出･崩壊が生じない程度に復旧することをいい、植生を消滅させた場合は、人工張芝等によりその回復を図ることをいう。

なお、原形復旧に要する費用は受注者の負担とする。

## 第2　治山工事の施工管理

1　治山ダム等の床堀段階で発生した土砂礫を仮置きする場合は、渓流水や湧水のない現場内に仮置きするとともに、周辺に土砂礫が流出しないよう配慮しなければならない。

2　治山ダム、土留工、擁壁工等の床掘が完了した後、基礎地盤が土砂の場合は、一点載荷試験法（土力計）等により地盤支持力を確認し、状況写真を撮影して監督員に報告しなければならない。

3　治山ダムの埋戻しは、水締めにより十分締固めること。現場条件等により水締めが困難である場合は監督員と協議すること。

なお、締固め作業状況及び埋戻し完了後の写真を撮影すること。

4　作業土工において、受注者が、設計図書に定める断面を越えて床掘、切取を行った場合は、速やかに監督員に報告し指示を受けなければならない。

5　前項の場合において、設計構造物･のり面保護工（法枠工を含む）の追加若しくは、構造に変更が必要となった場合に要する費用は、受注者の負担とする。なお、この場合、受注者は図面を作成し監督員が指示するものについては、安定計算を行い提出しなければならない。

6　工事目的物の構造又は、数量が設計図書に比して相違すると想定される場合は、設計図書に準じて当該構造図及び数量計算書を事前に提出し監督員と協議しなければならない。

また、工事目的物が完成した場合は、共通仕様書の規定に基づき設計図書に準じて完成図面及び出来形数量計算書を提出するものとし、提出期日は監督員の指示によるものとする。

7　施工に際して、立木に損傷を与えないよう保護材を用いて立木を保護しなければならない。また、発注者が補償する立竹木以外の立竹木に損傷を与えた場合は、受注者の責により所有権者と協議し対処しなければならない。

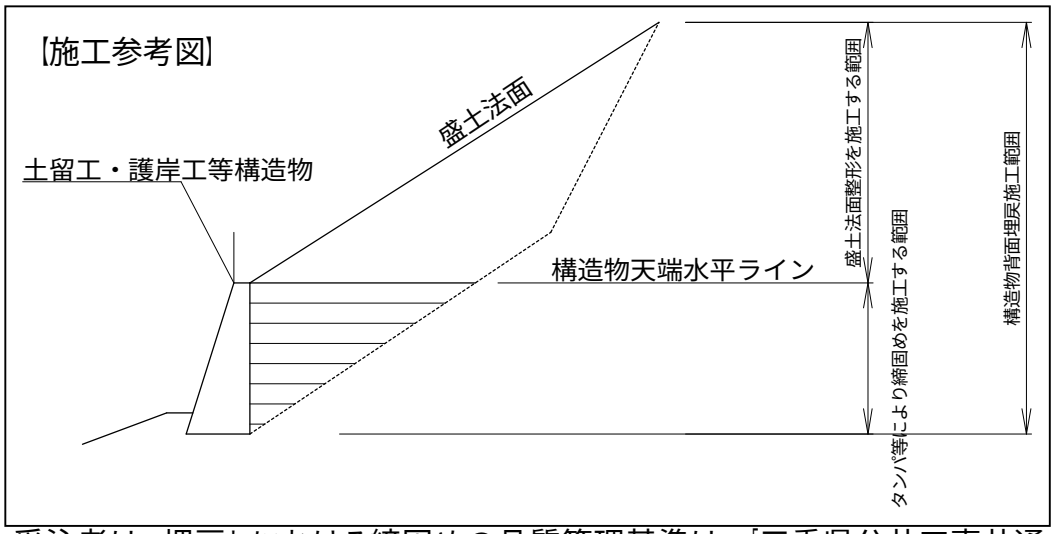
第3　流路工･土留工の埋戻し

1　受注者は、使用目的に適合した埋戻し土を使用しなければならない。

2　受注者は、埋戻し作業開始前に仮設物その他を取り払い、清掃した後で施工しなければならない。

3　受注者は、構造物に影響を与える埋戻しについては、埋戻しの順序及び方法が構造物に悪影響を与えないよう十分注意しなければならない。

4　受注者は、埋戻しの施工において、各層水平に締固めながら、逐次所定の高さまで埋戻すものとし、一層の仕上がり厚さは0．2m程度とし、タンパ等により締固めるものとする。
また、構造物背面の勾配のある盛土法面については、盛土法面整形を行う。




5　受注者は、埋戻しにおける締固めの品質管理基準は、「三重県公共工事共通仕様書」の「建設工事施工管理基準（案）」の「品質管理基準及び規格値」の「26. 砂防土工」に準じて管理するものとする。

第4　治山工事に使用する木材

1　　本工事に使用する木材及び木材製品は、三重県産材とする。

2　　本工事に使用する木材及び木材製品について、工事打合せ簿に県産材証明書（様式1）を添付し、監督員に提出すること。

　また、加圧注入による防腐･防蟻処理の性能区分について、設計図書に明示がある場合は、証明できる品質証明書等を監督員に提出すること。

3　　これにより難い場合は、別途、監督員と協議する。

第5　工事看板等への間伐材の使用

1　　共通仕様書に記載されている標識等の工事看板、工事説明板、掲示板及びバリケード等は、三重県認定リサイクル製品の使用に努めるものとする。

　なお、当該リサイクル認定製品が、入手困難等のやむを得ない理由がある場合には、他の同等の製品を使用するものとする。

2　　前項の工事看板等の設置にあたっては、施工計画書にその設置計画を記載するものとする。

第6　環境対策

1　　受注者は、使用する資材（材料及び機材を含む。）の梱包及び容器について、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されたものの使用を積極的に推進するものとする。

2　　受注者は、省エネルギーの観点から、現場事務所や工事車両･機械などの電気、燃油の使用量の削減を積極的に推進するものとする。

（沿革）平成16年6月9日付　事務連絡　制定
平成16年7月7日付　事務連絡　一部改正
平成21年5月20日付　環森第06-133号　一部改正
平成21年7月15日付　環森第06-249号　一部改正
平成22年3月30日付　環森第06-801号　一部改正
平成28年3月25日付　農林水第31-740号　一部改正
平成28年10月19日付　農林水第31-404号　一部改正
平成28年12月15日付　農林水第31-524号　一部改正
令和元年6月26日付　農林水第31-187号　一部改正
令和2年4月1日付　農林水第31-12号　一部改正
令和2年7月31日付　農林水第31-230号　一部改正
令和2年12月23日付　農林水第31-468号　一部改正
令和3年9月27日付　農林水第31-308号　一部改正
令和4年4月1日付　農林水第31-37号　一部改正
令和5年6月16日付　農林水第31-115号　一部改正
令和6年6月25日付　農林水第31-170号　一部改正
令和7年6月24日付　農林水第31-161号　一部改正
令和8年10月9日付　農林水第31-300号　一部改正

（様式1）

# 県 産 材 証 明 書

（受注者） 様

令和　　年　　月　　日

（三重県産材引取者名）

下記の建設用資材は、三重県産材であることを証明します。

記

| | | | |
|---|---|---|---|
| 工事番号・工事名 | | | |
| 工 事 箇 所 | | | |
| 伐 採 種 別<br>（〇で囲む） | 主 伐 材 ・ 間 伐 材 | | |
| 樹 種 | 品名･規格 | 単 位 | 数 量 |
| | | | |

# 治 山 工 事 特 記 仕 様 書 【間伐材型枠】

1　型枠工

本工事においては、県産間伐材塗装合板型枠を使用するものとする。

受注者は、「型枠設置完了時」において、施工状況立会を受けなければならない。
確認の程度は、1構造物につき1回とする。
施工状況立会の事務手続きは、共通仕様書の定めに準じる。

なお、製品の調達が困難な場合等で、代替製品を利用する場合は、事前に監督員の承諾を得なければならない。

# 治 山 工 事 特 記 仕 様 書 【立木伐採集積】

立木の伐採･搬出については下記のとおり行なうこととする。

1.受注者は、伐木等作業の際には、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン（令和2年1月31日付け基発 0131第1号の厚生労働省労働基準局長通知）」を遵守すること。（厚生労働省HP「伐木作業･林業における安全対策」を参照）

2. 受注者は、工事の支障とならないよう伐採した立木を適切に枝払い･玉切を行ったうえで、必要に応じてワイヤーロープ等を用いて、速やかに直近土場等まで搬出すること。

3. 受注者は、「立木の伐採及び直近土場等への搬出完了時」において、段階確認を受けなければならない。

段階確認の事務手続きは、共通仕様書の定めに準じる。

(植生工用) 保安林管理道、工事用道路施工時に添付

# 治 山 工 事 特 記 仕 様 書 【植生工】

1． 受注者は、施工した植生工が工事完成引き渡し後1年以内に枯死または生育不良になった場合は、発注者に立ち会いを求めその原因等について調査しなければならない。

枯死または生育不良の原因が暴風･豪雨･洪水･獣害等、請負者の責任に帰しえない場合を除き、再施工するものとする。この場合にあっては、再施工の時期、配合等について発注者と協議するものとするとともに、施工結果を発注者に報告しなければならない。

# 植生工の現地確認（内規）

工事完成検査時において、植生の生育状態が確認できない場合は、後日植生状態について確認を行うものとする。

・成績判定の目安としては、施工3ヶ月後の判定を目安とする。（但し、気象・時節により確認できない場合はこの限りではないが、工事完成検査後1年以内には確認を行うものとする。）

・成績判定を行う者は、その工事の総括監督員、主任監督員、専任監督員、補助監督員以外の職員が行うものとする。

成績判定の目安

| 評　価 | | 施工後3ヶ月後の植生状態 |
|---|---|---|
| 木本群落 | 可 | 植被率が30～50%であり、木本類が10本/m2以上確認できる。<br>植被率が50～70%であり、木本類が5本/m2以上確認できる。 |
| | 判定保留 | ・草種に70～80%覆われており、木本類が1本/m2以上確認できる。この場合翌年の春まで様子を見る。<br>・所々に発芽が見られるが、法面全体が裸地状態に見える。この場合は、1～2ヶ月様子を見る。（不適期施工の場合） |
| | 不可 | ・植物生育の見込みがない。<br>・草本植物の植被率が90%以上で木本植物が被圧されている。この場合、草刈り後様子を見て対策を講じる。 |
| 草本群落 | 可 | 法面から10m程度離れると、法面全体が「緑」に見え、植被率が70%以上である。 |
| | 判定保留 | 1m2当たり10本程度の発芽はあるが、生育が遅い。この場合は1～2ヶ月様子を見る。また植被率が50～70%程度である。 |
| | 不可 | ・植物生育の見込みがない。<br>・植被率が50%以下である。 |

※上記成績判定の目安は、飛来型マット・無播種・無種子マット等には適用しないものとする。

# 治 山 工 事 特 記 仕 様 書 【水平打継】

治山ダムにおける水平打継面は、鉄筋を挿入しこれを補強するものとする。
その詳細については、以下に定めるとおりとする。

1. 鉄筋は異形棒鋼（ＳＤ３４５）Ｄ１６とする。

2. 鉄筋1本あたりの延長は１６４０mm以上とし、下図を参考に加工を行い、上下部定着長を確保する。（図①）

3. 下部リフトにおいては、定着長を確保するため、袖端部においては７０cm以上のコンクリート厚を確保できる区間に施工する。（図②）

4. 水平打継面1m2あたり１．８７本以上設置するものとし、一定間隔かつ千鳥状に配置する。
また、上下流のコンクリート端部から３０cm以上離して設置する。（図③）

5. 放水路鏡面において鉄筋のかぶりが不足しないよう放水路下幅から1m以上離して設置する。（図④）

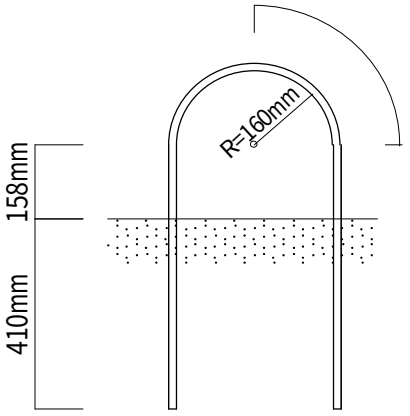
6. 受注者は鉄筋の配置位置を決定した段階で図面等にて監督員に明示し、承認を受けるものとする。

7. 鉄筋の強度低下等を防止するため、型枠支持のための鉄筋アンカー等、他への利用はしてはならない。

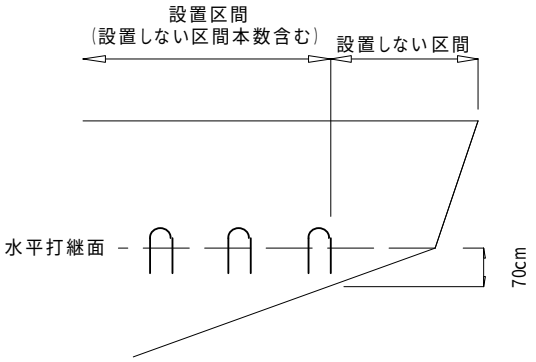
8. 挿筋は、コンクリートとの付着性が損なわれないように十分注意し、転倒、移動及び変形しないよう施工する。

9. なお、施工においてこれにより難い場合は、監督員と協議すること。

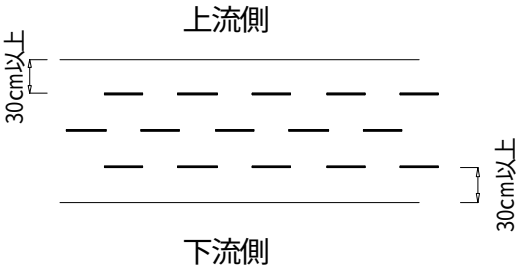
図①



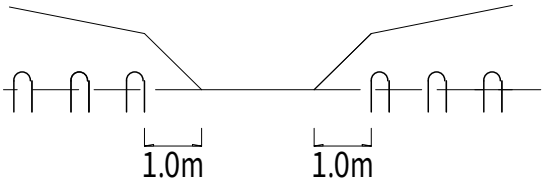

図②




図③




図④



# 治 山 工 事 特 記 仕 様 書 【森林整備】

この特記仕様書は、三重県が発注する治山工事の施工について、設計図書および三重県公共工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）に明記してあるもののほか、すべてこの仕様書により施工しなければならない。

第1　作業中の安全確保

受注者は、伐木等作業の際には、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン（令和2年1月31日付け基発 0131第1号の厚生労働省労働基準局長通知）」を遵守すること。（厚生労働省HP「伐木作業・林業における安全対策」を参照）

第2　本数調整伐における本数検収

受注者は、施工管理として次の事項を確認することとする。

1　受注者は、選木を行う前に、選木テープを設計伐採本数分以上用意し、写真等により検収することとする。

2　受注者は、選木終了後、事前に用意した選木テープの残数を確認し、写真等により検収することとする。

第3　工事看板等への間伐材の使用

1　共通仕様書に記載されている標識等の工事看板、工事説明板、掲示板及びバリケード等は、三重県認定リサイクル製品の使用に努めるものとする。

なお、当該リサイクル認定製品が、入手困難等のやむを得ない理由がある場合には、他の同等の製品を使用するものとする。

2　前項の工事看板等の設置にあたっては、施工計画書にその設置計画を記載するものとする。

第4　段階確認

受注者は、以下の表のとおり、段階確認を受けなければならない。

また、段階確認の事務手続きは、共通仕様書の定めに準じる。

| 細　別 | 確認時期 | 確認項目 | 確認の程度 |
|---|---|---|---|
| 本数調整伐 | 選木完了時<br>伐採完了時 | 調整率 | 1回以上/1箇所 |
| 丸太筋工 | 施工完了時 | 延長 | 1回以上/1箇所 |